

事務連絡
令和5年6月30日

館山市立小中学校長 様

館山市教育委員会
教育長 石井 浩己

教職員の働き方改革に係る長期休業中の取組について（通知）

このことについては、令和4年5月12日付け事務連絡「長期休業中等の完全休業日について（通知）」で、夏季休業中における「学校に日直等の勤務者を置かず対外的な業務を行わない日（以下、完全休業日）」について通知したところです。

学校においては、児童生徒が学校に登校して授業をはじめとする教育活動を行う期間と、児童生徒が登校しない長期休業期間とでは繁閑の差が大きいことから、夏季等の長期休業期間中に一定期間集中して休日確保することが学校における働き方改革を進める上で有効です。

このたび夏季等の長期休業期間における学校の業務・勤務管理について、留意点を下記のとおりまとめましたので、下記の事項に留意の上、学校における働き方改革の推進の観点から、学校や地域、教職員や児童生徒等の実情に応じて適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 完全休業日について

- (1) 市統一の完全休業日を、毎年8月12日から8月16日の5日間とする。
- (2) (1) 以外に夏季休業及び冬季休業中に学校が独自に完全休業日を設けることができる。
- (3) この間のサービスは年次休暇又は特別休暇（夏季休暇）等とする。（休暇等の取得は任意）
- (4) 保護者等からの緊急時の連絡は、教育委員会教育総務課で受け付け、必要に応じて校長に連絡する。
- (5) この間は、日直等の勤務者を置かず対外的な業務を行わない。やむを得ない場合を除き、学校では部活動等の教育活動を行わない。やむを得ず児童生徒の活動を行う場合は、事前に教育総務課と協議することとする。

2 部活動について

部活動のためのガイドライン（平成31年3月策定）を順守する。

部活動のためのガイドライン（抜粋）

●適切な活動時間

- ・土曜日、日曜日を含む学校休業日の活動時間は長くとも3時間程度とする。

●休養日の設定

- ・長期休業中は学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが生徒及び顧問自身が十分な休養を取ることができるようまとめた休養期間を設ける。

《参加する大会等の見直し》

校長は、それぞれの部活動が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域行事等の状況を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、参加大会等を精査する。

3 その他の業務について

長期休業期間においては、家庭訪問や面談、教育指導の一層の改善・充実に向けた取組、学校の環境衛生の維持等、様々な取組が行われることが考えられるが、長期休業期間においても、教師間の業務の偏りの平準化を図りつつ、業務の役割分担・適正化に必要な取組を徹底すると共に、長期休業期間中の業務について、各学校の実情を踏まえて見直すこと。